

⑥ すずかけ台地区計画の概要

名 称			熊本すずかけ台地区計画	
位 置			熊本県菊池郡合志町大字豊岡字すずかけ台	
面 積			約 31.0 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全方針	地区計画の目標		<p>当地区は、熊本市の中心部から北東約8.5キロメートルに位置し、既に民間企業により良好な住宅地として宅地開発された地区であり、その開発効果を維持、増進する必要がある。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより、開発効果の維持、増進を図るとともに、今後予想される建築物の用途混在や敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、快適で潤いのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針		現在の一戸建て低層住宅を主体とした土地利用計画を基本とし、環境良好で閑静な住宅市街地を形成するために、建築物の用途、敷地規模及び建築物の形態、意匠等について適正な制限を行う。	
	地区施設の整備方針		地区内の計画道路、公園及び集会施設等の公共公益施設については既に宅地開発の際に一体として整備されているので、これらの地区施設の機能の維持、増進を図る。	
	建築物等の整備方針		<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途について適正な制限を行い、また敷地の細分化を防止するため敷地面積の最低限度を設定する。</p> <p>一方、広告物についても周辺環境との調和を図り、美観風致を維持するために、掲出について適正な制限を行う。更に建築物に附属するかき又はさくについても街並の美観及び防災面に配慮した構造とするよう努める。</p>	
地区整備計画	地区の細区分	細区分の名称	A 地 区	B 地 区
		細区分の面積	約 30.1 ヘクタール	約 0.9 ヘクタール
	建築物の用途の制限	次の各号の一に該当する建築物以外の建築物は、建築してはならない。		
		(1) 一戸建専用住宅 (2) 診療所 (3) 診療所の用途を兼ねる一戸建住宅 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 地区集会所及び公衆便所 (6) 住宅部分の延べ面積の2分の1以下の部分を利用して行う学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途に供するもの。	(1) 一戸建専用住宅 (2) 店舗の用途を兼ねる一戸建住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	170 平方メートル		
	建築物の高さの最高限度	10 メートル		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するもの、及び一般の広告物は建築物に表示し、又は築造設置してはならない。</p> <p>(1) 独立して築造設置する広告塔、広告板類（突出し広告、三角柱広告、立看板など含む。）で、次のア、イのいずれかに該当するもの ア、ネオンサイン、回転灯又は点滅灯等の美観風致を損なうもの イ、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの (2) 建築物に表示する看板、広告板の類で、前号のいずれかに該当するもの</p>		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」